

「法規制化」と業界自主規制の遷移

独立行政法人日本学術振興会特別研究員 PD (東京大学) 村上 裕一

Yuichi Murakami

はじめに

規制改革はまさに、規制における官民の役割分担の見直しである。例えば、電気用品安全法(電安法)は現在、基本的に全ての電気用品の安全・障害を包括的に規制する法体系へと変貌を遂げようとしている。法規制と業界等による(広義の)自主規制との「分担管理」になっているものを、法規制の「傘下」に入れていくことが企図・構想されている。

本研究では、規制行政機関が近年、①現代行政が直面する複合的ジレンマ、②安全・安心の行政対応を求める声の高まり、③規制緩和(あるいは、規制改革)という「政治」からの要求、を受けて、自らの責務を「法規制化」によって果たそうとしていると捉える(1.)。そうすると、業界等、民間がこれまで行ってきた自主規制が形式的に法規制に組み込まれることになるが、その際、業界自主規制の帰趨や存続可能性、より根源的には法規制・自主規制各々の長短が、論じられることになる。規制改革は、2010年6月に閣議決定された『新成長戦略』にも掲げられており、電安法だけの問題に止まらない。

そこで本稿では、こうした「法規制化」によって、既存の(業界)自主規制はどういった道を辿り得るのかを、規制一般にも応用可能な思考実験を交えながら、しかし具体的な例も挙げつつ、検討していく(2.)。その上で、「法規制化」の現状にも照らしつつ、①法規制よりも自主規制の方が望ましい場合、②多元化・複雑化する「規制空間」の態様、③それに対して規制行政機関の採り得る(あるいは、現に採っている)手法という観点から、分析を加える(3.)^{註1)}。

本研究の成果は、①同じく「法規制化」の渦中にある自主規制一般^{註2)}にも当てはめ得ること、②実態に即した分析を通して、今後の事例研究の論点を

抽出すること、③社会にとってより望ましい法規制と自主規制の「協働」に向けた計画立案や制度設計の論議に資する指針を提示すること、が期待される。

1. 「法規制化」の内容と背景

1.1 現代行政のジレンマと規制機関の選択

規制行政機関は、自らの持てる行政資源(人的・財政的資源、オーソリティ、情報)が制約される一方で、これまで以上に行政需要や責任追及の声が高まってきているという、ジレンマ状態にある。これにいかに対処していくかということは、現代行政に突き付けられた中心的課題、と言ってもよい。

また、行政組織は、実際にはするべきでなかった政策決定を誤ってしてしまい非難を浴びることがある反面、実際には「作為」の決定をすべき場面で非難を恐れるあまり「不作為」を選択したことによって、社会的な損害を余計に深刻化させてしまうというジレンマもある(例えば、予防接種の場合[手塚、2010])。行政組織が(近視眼的に)非難回避という合理的選択をすればするほど、その活動は萎縮していき、ひいては「公益」が害される場面が出てくることになる。

こうした複合的なジレンマの中で、確かに規制自体が縮小・緩和へと向かう分野もあるだろう。しかし、規制に関しては「不作為」の悪影響とそれへの非難も小さくなく、また、安易に自らのミッションを投げ出さないことが規制行政機関にとっての「積極的倫理」(杉本、2012)であるのだとすれば、より合理的な形で「リスク」を分散し、責任を分担できるような法規制と自主規制との「協働」を模索することになる。

1.2 行政対応を求める声への応答

(業界)自主規制には、次のような批判が聞かれ

る。第1に、自然的正義の原則に反する。すなわち、中立性・公正性を欠き、「お手盛り」によって自主規制団体やその構成員だけが得をしている疑いがなかなか拭えない。事実上の参入規制や、消費者軽視の価格調整になっているとの指摘もある。マスクー法の事例のように大きな負担を伴う技術開発を自らに強制するようなシナリオが、自主規制にはなかなか描きにくいとも言えよう。第2に、自主規制団体には民主的正統性がない。規制プロセスが透明性を欠き、規制の良からざる効果が団体構成員以外にまで及んでしまう場合には、特に問題視される。第3に、規制の違反者に対する強制や制裁における適正手続という点で法的な後ろ盾を欠き、規制の実効性や国民の権利保護が不十分であり得る(Ogus, 1995)。

業界では、そういうポーズをとるような場合も含め、また、「公益」に資するもの・資さないものを含め、必要に応じて様々な形態の自主規制が発生し得るが、第一義的にそうした私人の行動を規制する正統性を有し、社会の適切な状態を維持・管理する責務を負い、またそれが期待されるのは、政府・規制行政機関である。規制行政機関には、規制対象の事件・事故が発生した際には特に、政治家等を経由して対応を求める声が寄せられる。これを受け、規制行政機関は、そういうポーズをとる場合も含め、規制を「強化」する場面がある^{註3)}。規制のための行政資源が方々に分散した現状においては、社会にグループを利かせられる数少ない方法の1つとして、法(規制)の重要性が却って際立ってきている^{註4)}。

1.3 「政治」からの要請と規制改革

いわゆる「第二臨調」の1980年代以降、国の関与を必要最小限の範囲・内容としていくべきとの精神が高らかに謳われ、消費者意識の改革を図る等、社会的環境の醸成、自己責任原則への移行、政府認証を基調とする制度から民間の第三者機関による認証を有効に活用するような体制への変革等が、強く求められた。電安法についても、「官から民へ」の規制改革の潮流を直に受けて自己責任型規制への一途を辿り、特に以後、規制の対象になり得る品目が多様化し法規制(もしくは、実質的にその体系の中にある各種規制)による捕捉が困難になったことは、自己責任型規制への移行を促しもした。しかし近年ではむしろ、そうした事態を受けて、より意識的に、自己・第三者認証を含む法規制と自主規制との「分担管理」や「協調」が規制行政機関(経産省)

の主導で模索されている(村上、2011)。

Vogel (1998) は、量的・質的指標に依拠した自由化・再規制化、規制の緩和・強化という視角・尺度で、1990年代までの日本の経済的規制を分析した。これを規制の執行局面の実態に引き寄せて改めて考えるならば、規制行政機関は、規制の強化と緩和というある意味で相反する「政治」からの要求への応答や様々な「リスク」の管理の方法として、業界等、民間・被規制者の自主規制的な取り組みや規制の策定・運用への「自発的」参画を、いわば自らの目が届くように法規制の中に明確に位置付け、法令体系の「傘下」に組み込んでいくという選択肢を採りつつある^{註5)}。本稿ではこれを、「法規制化」と呼ぶことにしたい。

そうしたところで採用される方式に、「ネガティブ・リスト方式(法規制の対象にならないものを予めリストアップして、それ以外のものを全てを規制の対象にする方式)」がある。それは、少なくとも法規制を課す側にとって、規制対象物の更新が頻繁な市場において「ポジティブ・リスト方式(法規制の対象物をリストアップして規制する方式)」よりも柔軟かつ効率的である^{註6)}。その採用は、技術基準の国際調和化や相互参照の過程(あるいは、その結果)でもある。

2. 「法規制化」と業界自主規制の遷移

こうして「法規制化」が進む中で、既存の業界自主規制(団体)はどのような帰趨を辿ることになるのだろうか。規制改革の一環として行われる「法規制化」の論議では、誰が、法令の内側(あるいは外側)で、規制のどの部分を担当するのか大きな論点となる。ここで思考実験として表-1のような整理をするならば、「法規制化」の中で、既存の業界自主規制団体(①ab)は、①~③のような形への属性変更を迫られることになる。換言すれば、「法規制化」により、法令の内外の境界をなす二重線が上方に移動していき、既存の①と②・③との間で、その守備範囲をめぐって緊張(場合によっては、競争・競合)関係が生まれる可能性がある。

こうして図示することにより、「法規制化(すな

表-1 法令の内外の民間規制(見取り図)

	規制(基準)の設定	規制(基準)の実施
法令の外側	①a「自主規制団体」型	①b「自主規制団体」型
法令の内側	②「技術支援機関」型	③「登録検査機関」型

わち、二重線の上方向への移動)」が、①aから②へ(あるいは、①bから③へ)の役割・機能・属性の変更のみならず、何らかの動機をもって、①aから①bもしくは③へ(あるいは、①bから①aもしくは②へ)の役割・機能・属性の変更にもつながり得るということ、視覚的に捉えることができるようになる。

以下では、①②③の各類型の特徴等について、具体例を挙げながら論じていく。

2.1 「自主規制団体」型

「自主規制団体」型は、製品等が法規制の水準プラス・アルファの高品質を持つことを担保し、それを示すための「付加価値マーク」を付与したりする。

例として(それぞれ性格は異なるが)、映画倫理委員会(映倫)や放送倫理・番組向上機構(BPO)、日本貸金業協会、証券取引所⁶⁷⁾、その他、各種業界規格等がある(自ら設定した自主規制の基準を実施・運用するものは①のaとbの両方に当てはまり、法令以外の規制基準を〔羅索的に〕実施する〔だけの〕ものは①bに当てはまる)。CISPR (Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques) 規格という国際規格の国内実施団体である VCCI (旧・情報処理装置等電波障害自主規制協議会)は、①bの機能にかなり特化した例である(村上、2011)。

「法規制化」の中で、「自主規制団体」型は、そのままの形では存続し難い状況に置かれている。しかしながら、その存在意義や機能条件もあり得、それについては比較的厚い研究の蓄積がある。例えば原田(2007)は、権利・自由、民主性、経済合理性という価値から導かれる自主規制の許容条件(①〔直接的法規制に対する〕補完性、②私人の行動原理との整合性、③国会による公的利益の内容決定)を前提として、あるべき自主規制が適正に機能するために必要な条件を提示しており、自主規制が法規制に対してその存在意義を主張していくに当たっても重要な知見を提供している⁶⁸⁾。オーストラリア等の電気情報通信、及び、マスメディア規制の事例研究で、「規制された自主規制 regulated self-regulation」を採り上げる Schulz *et al* (2004)は、そうした自主規制が政府による直接的な法規制よりも期待される場合として、第1に、規制領域の状況(国際情勢や技術水準等を広く含む)の変化が急速で複雑なとき、第2に、政府が監督するに当たって情報収集が困難なとき、第3に、政府が直接的規制をかけ

て介入することに関して憲法上の制約(表現の自由、政権・党派性からの独立等が考えられる)が存在するとき、を挙げている。技術面での変化が激しい領域については、法規制では即座にフォローしきれず、実質的に民間の自主規制に委ねざるを得ず、また、政府(規制行政機関)としてもそれを黙認せざるを得ない。そして、そうした自主規制が功を奏する条件として、第1に、政策目的が政府による伝統的・強権的規制でなければならないほどクリティカルなものでないこと、第2に、政策目的に関するステークホルダーの利害がある程度一致していることを挙げている。

個別の政策領域を検討する際には、まず、これらの自主規制の機能条件と当該領域の状況とが合致するかどうかを検討する必要がある。「法規制化」の中で、規制行政機関がある部分を(理念型に近い)自主規制にとどめようとは考えないのではないかとと思われる一方、民間側が必要に応じて、あるいは自らの裁量・自由度を維持・拡大するべく法規制を回避して(Héritier *et al.*, 2008)、新たに何らかの自主規制的な活動の方針を採ることも考えられる(例えば、当初①b「自主規制団体」型に属していた専門技術者が、「法規制化」を経て、①a「自主規制団体」型や②「技術支援機関」型に属して、〔法令内外の〕基準設定プロセスにそれまで以上に参画するようになる場合等)。

2.2 「技術支援機関」型

「技術支援機関」型は、法令の技術基準の具体的な仕様や、性能規定解釈のガイドラインを策定する。

最も狭義にはいわゆる TSO (Technical Supporting Organizations) であって、自動車行政における交通安全環境研究所 (NTSEL)、建築行政における建築研究所 (BRI)、消費者安全行政における製品評価技術基盤機構 (NITE)、原子力行政における原子力安全基盤機構 (JNES) のように、規制行政機関を技術的にサポートする独立行政法人が該当する。他方、それを最も広義に捉えるならば、技術基準の具体的な仕様や性能規定解釈のガイドラインを提案・策定する専門技術者のコミュニティが、広く包含されることになる。自動車の場合、一般(株)日本自動車工業会 (JAMA) や一般(株)日本自動車研究所 (JARI) 等の業界関連団体が含まれる(村上、2009)。

表-1に描いたように法令の内側にある「技術支援機関」型になじみ易い法令体系の1つに、いわゆ

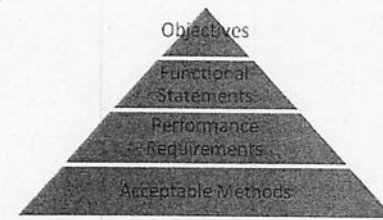


図-1 ノルディック・モデル

る「ノルディック・モデル」がある。このモデルは、1978年11月に、ノルウェー建築規制委員会(NKB)が最初に用いたものである(Hattis *et al.*, 2001)。

図-1において、Objectives(目的)とは、社会的目的として期待されることであり、例えば「国民の生命・財産を危険に晒すことのないように」等といった、やや抽象的な文言で表現される。Functional Statements(機能のステートメント)とは、上記の目的を果たすために規制対象物が有すべき機能であり、例えば「建築物は、その利用者が危険から退避するのに十分な時間が与えられるような形で建設されなければならない」等といった文言で表現される。Performance Requirements(性能要求事項)とは、上記の機能のステートメントを充足するために規制対象物が有すべき性能であり、Acceptable Methods(受入・受理可能な方法)とは、要求性能や目的を充足するために利用される検証法である⁶⁹⁾。

アメリカではICC(International Code Council)という基準作成団体が建築規制の技術基準(the ICC Building Performance Code)を作成しているが、そのPerformance RequirementsやAcceptable Methodsには、実務の専門知識が次々と取り込まれているという。すなわち、基準を作成するに当たっては、建築士等の専門技術者、業界団体、基準作成団体といったコミュニティから詳細な技術情報が提案・提供されることが期待されている(Hattis *et al.*, 2001)。こうした仕組みとして、「必須要求事項(Essential Requirement)」への適合を求めるEUの「ニュー・アプローチ」が参照に値し、我が国でも、2008年度以降の「建築基準整備促進事業⁷⁰⁾」の他、原子力関連諸法(原子炉等規制法、電気事業法) (城山、2006、及び、宮野、2009)や電安法(電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会、2011)等の改正論議の中で、規制行政機関による技術評価と「是認」のプロセスを組み込んだものの採用が提案・検討されてきている。

これは実質的には行政(法規制)による民間規格の利用であって、具体的手法は次の4類型に整理される。すなわち、①行政の技術基準を性能規定化し、民間規格を行政手続法上の審査基準として位置付ける、②行政の技術基準を性能規定化し、民間機関によって策定された例示基準を通過によって示す、③行政の技術基準を定める告示等において、直接民間規格を引用する、④行政の技術基準を定める告示等において、民間規格の内容を反映させる。城山(2006)によれば、日本の原子力安全、及び、化学プロセス安全の場合、基本的には④から①・②・③の形式へと変容している。これにより、技術開発の進展に対応した法令体系の「新陳代謝」が円滑に進むことが期待されている。

さらに付言すべきは、業界規格が工業標準化法に基づくJIS規格に組み込まれていった例がある、ということである。電子機器や電子部品の業界団体であるJEIDA(財団法人日本電子工業振興協会)は、1982年度に「情報処理機器の安全規格(案)」(JEIDA規格案)を作成した。その後、1983年から翌年にかけて問題点の検討や付属書の作成をし、1985年3月、安全規格作成の活動を終了して、以後、国際IEC規格の動向に合わせて見直しを行ってきた。その後、同規格(JEIDA37)は、1998年3月発行の第4版を最後に、2001年、JIS規格(JISC6950)に引き継がれた。JEIDAの後身であるJEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会)は、JISC6950用の適合確認書やIEC60950規格との対比表、解釈資料等を作成し、普及に努めている⁷¹⁾。これは、業界規格を設定・実施してきた業界団体が(広義の)「技術支援機関」型として機能するようになった例、と言えよう。もっとも、一般論としては、競争する既存の民間規格をどういう形で法規制に引用・利用(是認)するのかがというところに、技術的・政治的意味における競争(Mattli *et al.*, 2003)があり得る。

2.3 「登録検査機関」型

「登録検査機関」型は、製品・事業者等が法令の基準に適合していることについて検査・認証・認定を行う⁷²⁾。

文字通り、規制行政機関の手足として動くことが想定されており、それは、規制行政機関等による許認可等のプロセスと、複数の「登録検査機関」間の競争メカニズムの中に置かれることになる。例えば、電安法で「特定電気用品」の適合性検査を行う登録検査機関、建築基準法で建築確認を行う指定確

認検査機関、道路運送車両法でいわゆる「車検」を行う指定工場等がある。適合性検査の対象は、製品だけにとどまらず、それを製造する事業者や製造プロセス、さらにそれを試験する者である場合も含まれ、アクターやプロセスは多層的である。例えば、工業標準化法の試験所認定制度（JNLA: Japan National Laboratory Accreditation system）は、試験等を行う機関が適切な試験結果を提供する能力があるかどうかを、第三者が認定する仕組みである¹³⁾。

検査等を行う者が規制対象者と利害を共にしている場合もあることから、「第三者性」をどう担保するのかということがまず問題となる。さらに、Ogus (1995) の言うように、複数の「登録検査機関」間での競争が起こる場合、その競争が「適正な」ものになるかという問題もある。消費者に十分な情報がないことから、検査の質がないがしろにされるような競争になる恐れもある。2005年11月の「耐震強度構造計算書偽装事件」では、建築確認・検査において、一級建築士による構造計算書の偽装を建築基準適合判定資格者と指定確認検査機関が見抜くことができないという制度・構造上の欠陥が明らかになり、法適合性チェックや構造計算適合性判定といった再発防止策が採られたが、そのチェック体制さえその形骸化が懸念されている¹⁴⁾。

なお、こうして（業界）自主規制団体を「官益」法人等という形で法規制の「傘下」に入れていくことが、規制行政機関による「天下り」先の確保や権限の虫食いの拡大として批判されることもある（新藤、2012）。今後、公益法人や公務員の制度改革の動向とも連動し得る問題として注視すべきと言えよう。

3. 分析

3.1 (業界) 自主規制が望ましい条件

「法規制化」によって、自主規制は存続しづらい状況下にあると考えられる。しかしながら、自主規制が部分的利益にとどまらず「公益」に資する場合も大いにあり得るのであって、自主規制を再評価することにも一定の意義があろう。

自主規制には、次のような長所があることが指摘されている。第1に、技術的知見や「現場知」が業界に蓄積され、規制者・被規制者間の信頼関係もあることから、規制基準の策定と解釈、監視・実施に要するコストを低く抑えられる。第2に、形式を張った手続をとらなくてもよいことから、ルールや基準の改正に要するコストを低く抑えられる。第3

に、税金を注ぎ込む法規制に比して、規制の行政・管理コストを内部化できる（Ogus, 1995）。

他方で、自主規制においては、それが「公益」に資するものであるのならばなおさら、そのシステムへの参加者（事業者から消費者に至るまで）のインセンティブをどう確保していくのかという課題がある（参照、城山、2006）。例えば、ある民間団体が懸念されているのは、法令の技術基準の設定に関与する「技術支援機関」型の場合、規制プロセスへの意見表明とそれが基準に反映されることの（期待）便益が「公共財」としての基準の設定作業に関与する（あるいは、会費を支払ってそれに参加する）費用を上回らなければ、事業者（特に中小や海外の企業）に参加するインセンティブはない、ということである。また、自主規制による「付加価値マーク」で製品が法規制よりも高い品質を有していることを表示する場合も、消費者がそれを評価しマーク付きのものを選別して買わない限り、そうしたスキームは存続し難い。現状把握のためにまずは「規制空間」における関係者のインセンティブ構造（誰が何を望み、それらがどういう点で一致し、絡み合っているか）を可視化することが必要であって、そのためには、例えば「問題構造化手法」（北村ほか、2008）を用いた分析が有効であり得る。

3.2 現代「規制空間」の「多元性」と「複雑性」

IRSPM (International Research Society of Public Management) の Osborne (2010) は、現代の行政に関わるアクターとプロセスがこれまで以上に多元性 plurality や複雑性 complexity を帯びようになっている、と言う。本研究の検討結果によれば、業界のいわば「内部統制」を行う自主規制団体を含め、規制基準を設定したり実施したりする一定の手続的・実体的正当性・正統性を備えた、様々な属性の「アクター」が国内外に多数出現してきていること（参照、パワー、2011）、そしてそれに伴って、特定の製品に課せられ得る規制や、その技術基準について検討する「場」や「プロセス」が、以前にも増して多元化・複雑化してきていることを指摘することができる。

「アクター」に関しては、例えば、技術基準に基づく検査や規格に基づく認証という特殊性に応じた仕組みの正当性を備えていること等、ISO/IEC が定める要件を満たした「第三者機関」に適合性検査を委ねる場合が多く見られる。「正当性」の要素としては、「中立性」、「客観化された工学的専門知識」

が挙げられる（高木、1997）。こうした考え方からすると、公正な評価能力や制度運用の透明性の確保ができるのならば、たとえ営利を目的とした（株式会社等の）組織であっても、評価・判定委員会あるいは審査員等の公正さを確保する方法は十分にあり得る。自由で現実的な対応がし易いため、制約の多い公的機関や非営利法人と比べ、能力・公正さ・透明性等の向上についてむしろ有利な点も多い（山口、1997）という主張もある。

「プロセス」に関しては、（広義の）保険メカニズムの利用も、多元的な規制システムの構成要素である。例えば、ST マークは、第三者検査機関による機械的安全性・可燃安全性・化学的安全性基準への適合検査に合格した玩具に貼付することができ、マーク付き製品で事故が起こった場合に備え、賠償責任補償共済制度が設けられている¹⁵⁾。また「住宅瑕疵担保履行法」では、新築住宅の供給事業者には、①瑕疵担保責任の履行確保のための保証金の供託、もしくは、②保険加入、が義務付けられており、②には、瑕疵担保責任保険法人による住宅の品質検査が組み込まれている¹⁶⁾。ここでも「規制空間」のインセンティブ構造（例えば、適正な保険金の支払いを志向する保険法人は、そのための品質検査を適正に行おうとする）を汲んだ制度設計によって品質検査の質を維持・向上していくことが期待され、そのための実態分析の手法として、「問題構造化手法」が有効であり得る。

3.3 規制行政機関の手法の変化？

こうして「規制空間」が多元化・複雑化する中で、規制行政機関は（能動的に）かどうかはともかくとして「適切な」規制（基準、プロセス等）が生き残る選別を、ある種の競争メカニズムに委ねているのではないかと考えられる。ただし、規制の質ではなく単なる価格の競争になったりモラル・ハザードが発生したりする恐れがあり、それへの対応策として、規制行政機関による最低基準の設定や、有効期限付きの独占的地位を与える競争入札の実施等が提案されており（Ogus, 1995）、現に行われている例もある。

具体的には、「技術支援機関」型の項で指摘した専門技術者のコミュニティはかねてより「インナー・コミュニティ」としての色彩が濃く、そこでの検討プロセスは、国民にとっていわばブラックボックスであったと言ってもよい。しかしこれまでに見てきたように、（競争入札やパブリック・コメ

ントの制度導入の効果として一般に認識されている以上に）法令の「傘下」で、規制（基準）の設定段階にも実質的に、よりオープンな形で競争原理が取り入れられつつあると言える。こうした規制システムの管理・運営は、「ポジティブ・リスト方式」の規制では市場の変化に対応できないという現実直面した規制行政機関にとっての合理的選択と考えられ、これまでに論じてきたように、現に建築や電気用品等いくつかの分野で、採用されたり採用が検討されたりしている。

ただし、業界には自らの技術のオーソライズを得たいがために民間規格を法令体系に組み込むことを求める声もあるといい、これまでも指摘されてきた規制行政機関のオーソリティが維持・強化されている部分が残っているのも、確かではある¹⁷⁾。

おわりに

本研究では、規制行政機関が環境変化への合理的選択として採りつつある「法規制化」の方針の中で、既存の（業界）自主規制（団体）がその自らの属性をどう変え、「規制空間」がどのように多元化・複雑化し得るのかについて、思考実験も交えながら検討してきた。その結果、①規制の基準を自ら設定したり実施したりする既存の自主規制団体は、「法規制化」によって、「技術支援機関」や「登録検査機関」のような形で法規制のシステムに組み込まれ得る（あるいは、何らかの新しい「自主規制団体」になり得る）こと、②そうして起こる官民の役割分担の見直しや規制そのものの競争・競合関係の中で、一定の手続的・実体的正当性・正統性を備えた様々なアクターやプロセスが出現することによって、「規制空間」がこれまで以上に多元化・複雑化する可能性があること、そして、③実際にそうした兆しが見られる事例が存在すること、が明らかになった。

これを規制改革が行われつつある電気用品の分野に照らして考えると、「法規制化」の中で包括的な体系が完成するまでの間、「自主規制団体」は、規制領域（対象）ごとにそれぞれ「技術支援機関」型や「登録検査機関」型に向かって多少の属性変更を強いられよう。例えば（法令に根拠のある）JIS規格等と各種民間規格の間では、現に、法令の技術基準の具体的な仕様や性能規定解釈のガイドラインにどれを採用するのかについて、組み替えが検討されている。これに伴い、官民が接する領域にある基準設定の場やプロセス、そこへの参加者の属性（公式性等）にも、変化が起きようとしている（参照、電

気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会、2011)。こうした中で、これまで基本的に法令の外側で活動してきた自主規制団体(①ab)には、法規制の「傘下」にどのような形で入るのか(入らないのか)についての選択肢の整理と、各々の長短に関する長期的・大局的な見地からの判断が求められよう。すなわち、自主規制には専門性、柔軟性、効率性といった長所がある(3.1)一方、国際規格(ISO)を国内に適用するという官主導の標準化が業務の効率化等の成果を収めた事例(城、2001)が示すように、「法規制化」によってルール遵守の徹底、さらには規制システム全体のイノベーションが促される可能性があるのも事実である。

今後の研究課題として挙げておくべきは、第1に、本研究における思考実験の結果がどのように現実化していくのかを見極めることも含め、できるだけ多くの事例について、規制改革の動向を追跡し分析すること、第2に、特定の規制手法が選択される(あるいは、選択されない)政治的・行政的条件(例えば、国会や「政治」からの要請、官民や府省庁部局間の関係等)を抽出すること、第3に、規制の実効性や目標の実現可能性の観点から規制手法を分析し、より適切に法規制と自主規制とが「協働」する形態を実務的・理論的見地から模索し、今後の計画立案へとつなげていくこと、である。

—注—

- 注 1) 本研究にご指導・ご協力くださった、城山英明先生・森田 朗先生をはじめとする東京大学法学部研究室の教職員・メンバーの皆様、匿名のインタビュー・査読者等の皆様にも深く御礼申し上げます(ただし、本稿の記載に関する全責任は、著者が負う)。なお、本研究は、「平成23年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)」の助成を受けたものである。この点についても、関係者の皆様にも深く御礼申し上げます。
- 注 2) ここで「(業界)自主規制(団体)」は、表-1にもあるように、法規制の外側で、自ら規制の基準を設定したり実施したりするもの(団体)を指す。「法規制化」に伴う業界自主規制の遷移は、多くの場合、法規制の枠組みの外側にある業界団体や民間機関の役割や手法、属性の変化であるが、本研究では、それに対する「規制空間」や規制行政機関の規制手法の変化、及び、法規制と自主規制の組織・制度・活動の相互作用や「協働」のあり方にも着目する。
- 注 3) 政治家が必ずしも強い興味を抱かない政策領域における、政治家・利益集団・官庁の間の戦略的相互作用のゲーム構造を明らかにするものとして、京(2011)。

- 注 4) 「メタガヴァナー」としての政府(政治家や行政官)の働きとして、整理することが可能である(村上ほか、2010)。他方、「政府の能力」(それへの過大な評価や期待)への注意を促すものとして、三輪(1998)。
- 注 5) これは、パワー(2007)の言う「法規化」や「監査可能性」にもつながることになる。
- 注 6) 例えば、現行の電安法では、新たに輸入されるようになった海外仕様の電気用品に規制対象から外れるものがあり、問題視された。もっとも、「ネガティブ・リスト方式」を採る法令に罰則規定がある場合には、「明確性の原則」との関係で、実施の観点からの注意を要する。より大きな視点では、国家(政府)がどこまで(法的)責任を負うべきか、という問題設定もあり得る(参照、板垣、2010-1)。
- 注 7) 映倫(<http://www.eirin.jp/>)、BPO(<http://www.bpo.gr.jp/>)、日本貸金業協会(<http://www.j-fsa.or.jp/>)、東証(<http://www.tse.or.jp/>)の各ホームページを参照(なお、以下に引用するウェブの最終アクセスは、いずれも2012年2月29日)。
- 注 8) なお、原田(2007)は、「自主規制」を「ある私的法主体に対して外部からインパクトを与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」と定義している。
- 注 9) なお、性能規定化のメリットとして指摘されているのは、①イノベーションを促進する、②既存の複雑な基準を単純化する、③基準に込められた意図をはっきりさせる、④規制の改革と国際化を促進する、である(Hattis *et al.*, 2001、及び、村上、2011)。
- 注 10) 「国が建築基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が当該調査を支援するもの(国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000016.html))、及び、ヒアリングによる)。
- 注 11) JEITA ホームページ(http://www1a.biglobe.ne.jp/JEITA_IT/)、及び、ヒアリングによる。
- 注 12) これには概念上、会員事業者からの、法令適合性の相談に応じる団体も含まれることになるが、利益相反への注意を要する。
- 注 13) JISC(日本工業標準調査会)ホームページ(<http://www.jisc.go.jp/acc/examination.html>)。
- 注 14) 「日経アーキテクチャ(2006年11月27日号)」(「法の見直しと制度の行方」、83-5)。
- 注 15) STマーク・ホームページ(<http://www.toys.or.jp/st/stbc/st.htm>)。他のマークとして、例えば、消費生活用製品、住宅部品、ホームヘルス機器、普通自転車、国産・輸入花火等がある(大村、2011)。
- 注 16) 国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>)、及び、ヒアリングによる。

注 17) とはいえ、環境変化の中での政策決定プロセスや政府・官僚制の役割・政策手段の変化(森田、2007)が、この領域に特に興味深く表れているとも思われる。

—参考文献—

- 1) 電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会(2011)「電気用品安全法技術基準体系等見直しに関するアクションプランについて」(http://www.tech.nite.go.jp/standard/safety3/shiryu/06/action_plan.pdf)。
- 2) 原田大樹(2007)「自主規制の公法学的研究」、有斐閣。
- 3) Hattis, D.B., & Becker, R. (2001) "Comparison of the System Approach and the Nordic Model and their Melded Application in the Development of Performance Based Building Codes and Standards." *Journal of Testing and Evaluation*.
- 4) Héritier, A., & Lehmkuhl, D. (2008) "The Shadow of Hierarchy and New Modes of Governance." *Journal of Public Policy*, 28 (1), 1-17.
- 5) 板垣勝彦(2010-1)「保障行政の法構造(一)～(八)完」、『法学協会雑誌(第128巻第1-8号)』。
- 6) 城 好彦(2001)「建設産業におけるデジュレ・スタンダード—官主導の標準化政策と企業の対応」、渡部福太郎=中北 徹編『世界標準の形成と戦略—デジュレ・スタンダードの分析』、朝日本国際問題研究所、155-74。
- 7) 北村英隆=村上裕一=加藤浩徳=城山英明(2008)「東京都ロード・プライシング導入に対する物流関係者の問題構造認識に関する分析」(http://shakai-gijutsu.org/vol15/5_40.pdf)、『社会技術研究論文集』、5、40-53。
- 8) 京 俊介(2011)『著作権法改正の政治学—戦略的相互作用と政策帰結』、木鐸社。
- 9) Mattli, W., & Buthe, T. (2003) "Setting International Standards: Technological Rationality or Primacy of Power?" *World Politics*, 56 (1), 1-42.
- 10) 三輪芳朗(1998)『政府の能力』、有斐閣。
- 11) 宮野 廣(2009)「官民の役割分担—民間基準・規格」、東京大学公共政策大学院エネルギー・地球環境の持続可能性確保と公共政策『原子力法制研究会社会と法制度設計分科会中間報告』(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/SEPP/research/documents/report200906.pdf>)、52-65。
- 12) 森田 朗(2007)「政策決定プロセス」、『制度設計の

- 行政学』、慈学社、347-75。
- 13) 村上裕一(2009)「官民協働による社会管理」、『国家学会雑誌(第122巻第9-10号)』、176-240。
 - 14) 村上裕一=横山悠里恵=平石 章(2010)「先進技術の導入・普及政策における「メタガヴァナー」の役割とその限界—燃料電池自動車(FCV)の事例を素材として」(<http://shakai-gijutsu.org/vol17/182.pdf>)、『社会技術研究論文集』、7、182-98。
 - 15) 村上裕一(2011)「官民協働の手段選択の条件等についての分析：電気用品の安全・障害に関する2つの規制の比較を通して」(http://shakai-gijutsu.org/vol18/8_124.pdf)、『社会技術研究論文集』、8、124-37。
 - 16) Ogus, A. (1995) "Rethinking Self-Regulation." Baldwin, R., Scott, C., & Hood, C. (eds.). (1998) *A Reader on Regulation*. Oxford Univ. Pr. 374-88.
 - 17) 大村敦志(2011)『消費者法(第4版)』、有斐閣。
 - 18) Osborne, S.P.(ed.) (2010) *The New Public Governance? Emerging Perspectives on the Theory and Practice of Public Governance*. Routledge.
 - 19) パワー, M. (堀口真司訳) (2011)『リスクを管理する—不確実性の組織化(Organized Uncertainty: Designing a World of Risk Management)』、中央経済社。
 - 20) Schulz, W., & Held, T. (2004) *Regulated Self-Regulation as a Form of Modern Government: An Analysis of Case Studies from Media and Telecommunications Law* (New ed.). Indiana Univ. Pr.
 - 21) 新藤宗幸(2012)『政治主導—官僚制を問いなおす』、筑摩書房。
 - 22) 城山英明(2006)「民間機関による規格策定と行政による利用—原子力安全分野を中心として」、『ジュリスト』、1307、76-90。
 - 23) 杉本泰治(2012)『日本の公務員倫理—積極、協働への転換』、創英社・三省堂書店。
 - 24) 高木 光(1997)「第三者機関：我が国における法的位置づけ」、小野寺眞作=稲垣道夫『第三者検査—転換期における我が国の行動指針』、産報出版、47-73。
 - 25) 手塚洋輔(2010)『戦後行政の構造とディレンマ—予防接行政の変遷』、藤原書店。
 - 26) Vogel, S.K. (1998) *Freer Markets, More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries*. Cornell Univ. Pr.
 - 27) 山口文緒(1997)「リスクマネジメントと第三者評価」、小野寺眞作=稲垣道夫『第三者検査—転換期における我が国の行動指針』、産報出版、75-93。